

ACL ソフトウェア ライセンス契約書

本 ACL ソフトウェア ライセンス契約(以下「**本契約**」)は、お客様(単独の個人、事業体または政府機関。以下「お客様」といいます)と、ACL Services Ltd. (以下「**ACL**」) との間で締結される契約であり、ACL ソフトウェア(以下に定義)のライセンスがお客様に許諾される諸条件を定めています。

ACL は定期的にこの契約書を更新します。本バージョンは、当初購入した時点または本ソフトウェアのサブスクリプションを最後に更新した時点でソフトウェアのリリースに含まれていたバージョンとは異なる場合があります。そのため、本ソフトウェアをインストールまたは使用する前に、本ソフトウェア ライセンス契約書をよくお読みください。本ソフトウェアをインストールまたは使用された場合には、本契約の条件に拘束されることに同意されたことになり、かつ、本契約を締結する権限を有することを表明されたこととなります。そのような権限を持たない場合、または本契約書の条件にご同意いただけない場合は、ご購入後 30 日以内に、お客様が支払われた本ソフトウェアの代金の返金を要求することができます。お客様がお客様のシステムから本ソフトウェアを削除したことを確認する書面を ACL が受領次第、ACL からお支払いいただいた代金をお返しいたします。ACL は、随時、本契約を更新および変更する権利を留保します。以下の「完全な同意」条項に従い、お客様に適用される本契約のバージョンは、お客様が本ソフトウェアをインストールした時点で同意したバージョンまたはサブスクリプションを更新した時点で同意したバージョン(初回のサブスクリプションを更新した場合)です。お客様は、http://www.acl.com/pdfs/ACL_License??_Agreement.pdf <http://www.acl.com/pdfs/ACL_License_Agreement.pdf> にていつでも本契約の最新版をご覧ください。

本契約書の英語版と他言語版との間に矛盾または不明確点がある場合は、英語版を優先し、これを解釈のための正文とします。

- 1. ソフトウェア:** 本契約において、「**本ソフトウェア**」とは、ACL のオンプレミス ソフトウェア ソリューション(オブジェクトコード フォームの修正なし)のうち、ACL、その関連会社、もしくはそれらの認定販売店のいずれかが発行した注文書または請求書(以下「**本注文書**」)に記載されているか、または本注文書内のバンドル ソリューションの一部として包含されているものを指します。これには、本ソフトウェア用のコンポーネント、インストーラーまたはオプション、および本ソフトウェア用のあらゆるアドオン(以下「**アドオン**」)のうち、本ソフトウェアとは別にライセンスを許諾されたか、または本ソフトウェアとともにライセンスを許諾されたものも含まれます。「**本ソフトウェア**」には、本ソフトウェアのユーザー文書(以下に定義)も含まれます。明確化のため付記すると、「ソフトウェア」および「アドオン」には ACL GRC、Results Cloud、ScriptHub または ACL Academy は含まれません。Results Cloud、ScriptHub および ACL Academy は総称して「**サービス**」と言います。ACL GRC は、ACL から別途購入することができます。本サービスは、ソフトウェア サブスクリプションに含まれるサービスです。本サービスへのアクセスおよびその使用はお客様支払い済みの有料サブスクリプション期間中に限られ、有料サブスクリプション期間の満了時に終了します。ACL は独自の裁量において本サービスの一部またはすべてを変更または終了することができます。Results Cloud、ScriptHub および ACL Academy の使用は、GRC の利用規約、ScriptHub 使用許諾契約および ACL Academy の利用規約に従います。
- 2. ライセンスの許諾:** 本契約の諸条件に従い、ACL は、下記第 4 項に記載のライセンス期間中、指名ユーザー(以下に定義)の数または SAP システムの数(いずれか該当する方)、および本注文書に記載の本ソフトウェアの種類に応じて、社内業務目的で本ソフトウェアをインストールし、使用し、かつ本ソフトウェアにアクセスするための全世界的、非独占的、移転不能かつ譲渡不能(本契約書に別段の明示的な定めがある場合を除きます)な権利およびライセンスをお客様に付与します。アドオンは、関係する特定の本ソフトウェアと併せて使用する場合に限りライセンスを許諾されるものであり、スタンドアロン製品として使用することはできず、他のソフトウェアまたはサービスと共に使用することもできません。本ソフトウェアを、お客様が購入されたライセンスに対する指名ユーザー数に限定して使用する限り、本

ソフトウェアを仮想(またはその他の方法でエミュレートされた)ハードウェア システム内にインストールすることができます。本契約のライセンス期間およびライセンス制限を回避するために仮想化技術を使用することはできません。

3. **指名ユーザー：** お支払いいただいた代金の対象となる、お客様組織内の特定個人ユーザー(以下「**指名ユーザー**」)の最大数まで、本ソフトウェアにアクセスし、これを使用することができます。指名ユーザーについては、適用される代金をお支払いいただいたユーザー数を超えない限りにおいて、お客様組織内の別の個人に交代させることができます。本ソフトウェアを使用する指名ユーザーの上限を超過したか、または当該上限の引き上げを希望される場合には、追加料金を適用させていただきます。複数の個人間で指名ユーザーのライセンスを共有したりプールしたりすることは固く禁じられています。
4. **期間と更新：** 本ソフトウェアは、本注文書に記載されたサブスクリプション期間についてライセンスされます。サブスクリプション期間は、本注文書に記載されていない場合には、本注文書の日付から 1 年間とさせていただきます。本注文書に別段の記載がない限り、本ソフトウェアのサブスクリプションは、各サブスクリプション期間の終了時にさらに 1 年間自動更新されます。ただし、以下のいずれかに該当する場合はその限りではありません。(a)その時点のサブスクリプション期間が終了する 30 日前までに、更新しない旨をお客様から ACL にご連絡いただいた場合。(b)その時点のサブスクリプション期間が終了する 60 日前までに、更新しない旨を ACL からお客様にご連絡した場合。本ソフトウェアおよびサービスには、お客様のサブスクリプションの満了または解除に際し、お客様による本ソフトウェアおよびサービスへのアクセスを ACL が防止するための無効化メカニズムが含まれています。
5. **災害復旧およびフェイルオーバー：** 災害復旧またはフェイルオーバー用とする 1 台以上の非実稼働サーバーに、本ソフトウェアをさらにインストールすることができます。追加インストールしたソフトウェアは、非実稼働サーバー上でのみ実行することができ、かつ、その非実稼働サーバーに関連する所定の目的を遂行するためにのみ使用することができます。
6. **非実稼働環境：** 適用される料金をお支払いいただければ、ステージングやテスト用とする 1 台以上の非実稼働環境に本ソフトウェアを追加インストールすることができます。追加インストールしたソフトウェアは、非実稼働環境上でのみ実行することができ、かつ、その非実稼働環境に関連する所定の目的を遂行するためにのみ使用することができます。
7. **バックアップ コピー：** 本ソフトウェアの複製については、バックアップおよび保管を目的とする場合に限り、妥当な個数を作成することができます。ただし、本ソフトウェアの原本上にある著作権その他の財産権表示すべてを複製することを条件とします。
8. **ドキュメントと電子配信：** 注文書上または購入時に明記されていないかぎり、すべてのソフトウェアおよびドキュメントは電子的な手段によって配信されるものとします。ソフトウェアは、お客様がダウンロード可能な時点で配信されたと見なされるものとします。お客様は、本契約書の下でお客様が購入したソフトウェアは、将来の機能または特徴の配布に依存するものではなく、将来の機能または特徴に関して ACL またはその社員、代理人または担当者によって公表されたいかなる口頭または書面による意見に影響されるものではないことに同意するものとします。「**ユーザー文書**」とは、マニュアルおよびインストール ガイドを含む(ただしこれらに限定されない)ソフトウェアとともに ACL がお客様に提供した補足の製品ヘルプおよび技術仕様文書を意味します。ユーザー文書には、ACL Launchpad から電子的にアクセスできます。ACL からのユーザー文書提供はオンラインのみです。お客様は、本契約に従ってご自身の組織内部で使用するため、ユーザー文書(マニュアル、インストール ガイドなど)を印刷し、妥当な部数の複製を作成することを認められます。ただし、ユーザー文書の原本上にある著作権その他の財産権の表示すべてを複製することを条件とします。
9. **第三者による使用：** ACL は、お客様にとって第三者に相当するサービス プロバイダー、独立請負業

者、コンサルタントおよび受託業者が本契約の条件に従って本ソフトウェアを使用することを承認します。ただし、その場合には、これらの第三者が本契約の条件の遵守に同意し、かつ、お客様の利益および事業のみを目的として本ソフトウェアを使用することを条件とします。ACL から要請された場合、お客様は、本項の規定に従い本ソフトウェアを使用する第三者のリストを提供することにより、ACL による本ソフトウェアのライセンス管理を支援するものとします。これらの第三者が本契約に従い本ソフトウェアを適切に使用することについても、お客様が責任を負うものとします。

10. **料金:** お客様には、適用される本ソフトウェアの代金、および本ソフトウェアのライセンスに関連して適用される配送料、税金、関税またはその他の行政手数料をお支払いいただきます。お客様が免税対象の機関または事業体であり、適用される免税証明書を提出した場合は、ACL はお客様の免税対象の税金を課税しません。料金は、本注文書により請求され、これに従って支払われるものとします。何らかの料金の滞納期間が 30 日を超えた場合には、ACL は、その他の権利および救済手段を制限することなく、滞納全額が支払われるまで、本ソフトウェアのサポートならびに本ソフトウェアへのアクセスおよびその使用を停止させることができます。ACL は、料金の支払期限が過ぎている旨を、アクセス停止の 7 日以上前に通知します。ただし、お客様が適用される料金に合理的理由で誠実に異議を唱えており、かつその解決に真摯に協力している場合には、ACL は当該権利を行使いたしません。
11. **ベータ テスト、評価およびデモンストレーション ソフトウェア:** 本ソフトウェアを試用または評価目的で入手されたか、またはデモンストレーション向けもしくはベータ テストのために本ソフトウェアが提供された場合、ACL のベータ テスト、試用、または評価に関するお客様への連絡文書に指定されている一定期間中に限り、ベータ テスト、試用、評価またはデモンストレーション(すなわち実稼働以外)を目的として本ソフトウェアを使用することが許可されます。期間が指定されていない場合、本ソフトウェアの使用は 30 日間に限定されます。ベータ テスト、試用、評価またはデモンストレーションを目的に提供される本ソフトウェアおよびサービスには、そのベータ テスト、試用、評価またはデモンストレーションに対して認められた期間の終了後に本ソフトウェアおよびサービスを使用できないようにする自動無効化メカニズムが含まれています。ベータ テスト、試用、評価またはデモンストレーションを目的に本ソフトウェアおよびサービスへアクセスし使用する場合は、お客様ご自身の責任において行ってください。ベータ テスト、試用、評価またはデモンストレーションを目的として提供される本ソフトウェアおよびサービスは、「現状のまま」、無料で提供され、本契約の「限定的保証」および「権利侵害の補償」の条項は適用されません。本ソフトウェアの有料ライセンスを取得した場合は、本項はお客様に適用されません。
12. **トレーニング コース ソフトウェアおよび ACL Academic Network ソフトウェア:** トレーニング コースの一環として本ソフトウェアおよびサービスの利用が認められている場合、そのトレーニング コース期間中に限り、トレーニング(すなわち実稼働以外)を目的として本ソフトウェアおよびサービスを使用することが許可されます。本ソフトウェアおよびサービスには、トレーニング コース期間の終了後にそのソフトウェアおよびサービスを使用できないようにする自動無効化メカニズムが含まれています。お客様が ACL Academic Network Program の下(たとえば、教育機関、教科書の発行者経由など)で本ソフトウェアを取得した場合は、教育(非稼働環境)目的でのみ本ソフトウェアを使用することが認められます。教科書に付属した形で教科書の発行者から本ソフトウェアを取得した場合は、本ソフトウェアの教育用ライセンスは 6 ヶ月に限定されています。お客様が大学教授または教育機関の場合、本ソフトウェアの教育用ライセンスは 3 年または ACL Academic Network の書面で指定された期間のうちの長い方に限定されています。教育目的で ACL Academic Network 経由で提供されたソフトウェアには、必要に応じて、許可された 6 ヶ月または 3 年のライセンス期間が経過した後にソフトウェアの使用を防止する自動無効化メカニズムが組み込まれています。ACL Academic Network 経由で教育目的で提供された本ソフトウェアの使用については、完全にお客様単独の責任となります。教育機関向けの ACL ACADEMIC NETWORK で提供される本ソフトウェアおよびサービスは、「現状のまま」、無料で提供され、本契約の「限定的保証」および「権利侵害の補償」の条項は適用されません。お客様が取得したソ

ソフトウェアがトレーニング コース ソフトウェアまたは Academic Network ソフトウェアではない場合は、本項はお客様に適用されません。

- 13. 所有権:** 本ソフトウェアは、お客様に対してライセンスされるものであり、販売されるものではありません。本ソフトウェア(改作物、複製を含みます)におけるすべての権原、所有権および知的財産権は、ACL に帰属するほか、ACL のライセンサーのうち、本契約の第三者受益者である者(当該ライセンサーの所有権に本契約が関係するため)にも帰属します。本ソフトウェアおよびサービスは著作権法および国際著作権条約によって保護されており、ACL は、本ソフトウェアおよびサービスの不正使用を防止するため、その内部に一定の手段を組み込むことができます。お客様により発生した著作権侵害については、お客様に責任を負っていただきます。お客様が、本ソフトウェアを含む(お客様の機密情報を明示的に除く)、ACL がその製品のいずれかで採用する特徴、機能、またはパフォーマンスに関して提案を行う場合、このような特徴、機能、およびパフォーマンスは、本契約の下で自動的に ACL に譲渡されたと見なされるものとし、ACL 単独の排他的な財産になるものとしします。
- 14. ライセンスの制限:** 本契約においてお客様に明示的に許諾されていない権利は、すべて ACL に留保されます。上記の一般性を制限することなく、お客様は、本ソフトウェアに営業秘密が含まれることを認めるほか、適用法に従い、以下のいずれも行わないことに同意します。(a) 本ソフトウェアを複製すること(本契約で認められている場合は除きます)。(b) 本ソフトウェアを修正、改変、翻訳すること(本契約で認められている場合は除きます)。(c) 本ソフトウェアの逆コンパイル、リバース エンジニアリングまたは逆アSEMBルを実施するか、その他の方法で本ソフトウェアをオブジェクト コードからソース コードに変換すること、また本ソフトウェアのソース コード、基礎となる概念、アルゴリズム、ファイル形式またはプログラミング インターフェイスなどいかなるものであれ、それらの再現または発見を試みること。(d) 本ソフトウェアと機能的に互換または競合する著作物を本ソフトウェアを使用して開発するか、本ソフトウェアから派生物を作成すること(本ソフトウェアによって認められているレポートその他のタスクを本ソフトウェアを使用して作成することは、本ソフトウェアの派生成果物とは見なされません)。(e) ACL の書面による承諾を事前に得ることなく、第三者に本ソフトウェアをリース、賃貸、貸与、販売、配布すること(タイムシェアリング方式で本ソフトウェアを使用すること、サービス ビューロー目的で本ソフトウェアを使用すること、または報酬生成サービスを直接もしくは間接的に第三者に提供するために本ソフトウェアを使用することを含みます)。(f) 本ソフトウェアに関し、ACL が複製保護または使用上の保護に対して用いるセキュリティ機構を回避または除去するために設計された設備、装置、ソフトウェア、またはその他の手段を用いること。(g) 本契約で明示的に認められている場合を除き、ACL の書面による承諾を事前に得ることなく、本契約に基づくお客様の権利を第三者に譲渡または移転すること。(h) 本ソフトウェアを他のソフトウェア(オープン ソース ソフトウェアを含みます)と組み合わせること。この場合、組み合わせるソフトウェアには、GNU General Public License その他のライセンス(組み合わせたプログラムまたは本ソフトウェアおよびそのソース コードが自由に利用可能となるように作成されることが要件)が適用されます。(i) 本ソフトウェアに対し、お客様が購入されたライセンスの指定ユーザー数よりも多い指定ユーザー数がアクセスできるようにすること。(j) 本ソフトウェア上で実行したベンチマーク テストの結果を含め、本ソフトウェアのパフォーマンス情報または分析を公式に公表または開示すること。(k) 第三者の著作権またはその他の知的財産権や所有権など、適用される法律や規制に違反するあらゆる方法で本ソフトウェアを使用すること。
- 15. 検証:** お客様による本ソフトウェアのご利用状況が本契約の条件に適合していることを検証するために、ACL が妥当な通知をもって年 1 回まで記録を要求する権利を有することを承認していただきます。ACL は、お客様による本ソフトウェアのご利用状況についての情報が当該レポートによって正しく開示されていないと合理的基準に基づき判断した場合には、お客様による本ソフトウェアのご利用状況が本契約に適合していることをお客様の事業所において検証するための監査を実施します。この監査は、お客様の適切なサイト セキュリティ要件に従って、業務時間内に実施されます。お客様による本契約

違反が監査によって明らかになった場合には、ACL に対し、監査に関する相当な費用を補償していただくほか、適切な追加料金をお支払いいただきます。

16. **自己都合による解除:** お客様は、ACL に書面で通知することにより、便宜上いつでも本契約および本ソフトウェアに対するサブスクリプションを解除することができます。ただし、お客様は前払いでお支払いいただいた代金の払い戻しを受けることはできません。また、サブスクリプション期間中の満了していない残りの期間の未払いのサブスクリプション料金に対し、引き続き責任を負うものとします。
17. **正当な理由による解除:** 相手方当事者が、(a)本契約上の条項に対する重大な違反があった場合(本ソフトウェアに対して要求される料金の不払いなど)、かつ (b)解除を求める当事者から書面にてその旨の通知を受け取ってから 30 日以内に、違反を是正しなかったか、または解除を求める当事者の合理的な納得を得られるように是正に向けた具体的な進展を示さなかったときは、直ちに本契約およびお客様の本ソフトウェアに対するサブスクリプションを解除することができます。さらに、お客様が本ソフトウェアにおける ACL またはそのライセンサーの知的財産権を侵害した場合(本契約書の第 2 項「ライセンスの許諾」、または第 14 項「ライセンスの制限」で定められるライセンスの制限に違反した場合など)、ACL は、本契約を直ちに解除することができます。ACL が正当な理由により本ライセンスを終了する際、お客様はサブスクリプションの全期間に対して支払われるべきライセンス料の未払い分を支払う義務があります。お客様が正当な理由により本ライセンスを解除される場合には、有効な契約終了日からサブスクリプション期間の終了まで計算した前払い料金を ACL から払い戻させていただきます。ただし、第 19 項「限定的保証」および第 21 項「権利侵害の申立に対する救済策」の項に基づく払い戻しには、それらの項のみに従って処理されます。
18. **満了または解除の効果:** 第 4 項の定めに従ってお客様のサブスクリプション期間が満了し、または第 16 項もしくは第 17 項に従って本契約が解除された場合(お客様が正当な理由によって解除された場合を除きます)には、ACL は、お客様による本ソフトウェアやサービスへのアクセス、および本ソフトウェアやサービスの使用を終了させていただきます。その場合、お客様は、本ソフトウェアの原本およびすべてのコピーを破棄し、本ソフトウェアの使用を直ちに中止しなければなりません。ACL から要請された場合、お客様の所属組織の正当な署名者は、本ソフトウェアの原本およびすべての複製物が破棄され、または ACL に返却されていることを、当該解除の後 30 日以内に ACL に対して書面で証明するものとします。本契約が終了した場合でも、いずれかの当事者に支払われる手数料、金額、または料金に対する権利が放棄されたとは見なされず、本契約に基づきいずれかの当事者が有するその他の権利がいかなる態様においても減じ、または損なわれるものでもありません。本ソフトウェアのサブスクリプション ライセンスを取得された場合には、サブスクリプションの満了または解除後ただちに、お客様ご自身のデータを本ソフトウェアからすべて削除する責任を負っていただきます。ACL は、当該削除を容易にするために、満了または解除後 30 日間、お客様が本ソフトウェアにアクセスできるようにします。本質的に本契約の解除後も存続すべき期間はすべて存続します。
19. **限定的保証:** ACL は、本ソフトウェアのアクティベーションの日から 90 日間(以下「保証期間」)、本ソフトウェアがサブスクリプション期間中にユーザー文書に記載されている機能仕様に実質的に従って動作することを保証します。ただし、お客様が本ソフトウェアを当該ユーザー文書に従って管理、アクセスおよび使用する場合に限り、本ソフトウェアの動作不良が生じた場合、この限定的保証によって ACL が負う義務および責任は、ACL の選択により、以下のいずれかに限られます。(i)その動作不良を修正し、この限定的保証が本ソフトウェアによって満たされるようにすること。(ii)本ソフトウェアのサブスクリプションを終了し、前払いされたサブスクリプション料のうち、お客様が本ソフトウェアの動作不良を告知した日の翌日から残りのサブスクリプション期間に対する未使用のサブスクリプション料の払い戻しを受けられるようにすること。書面により ACL に報告された機動作不良に限り、この限定的保証が適用されます。本ソフトウェアの事故、誤用、改変のうち、ACL 以外の者によるか、ACL 以外の者のために行われ、それに起因して発生した動作不良については、この限定的保証は無効となります。

- 20. 権利侵害の補償:** 米国、カナダまたは欧州連合の第三者の特許、著作権または登録商標が本ソフトウェアによって侵害されているとの申立がお客様に対して提起された場合には、ACL は、その申立につき防御することに同意し、管轄裁判所によってお客様に最終的に指示されたか、調停で同意された実際の損害賠償金および合理的な費用(合理的な裁判費用を含みます)をお客様に補償いたします。ただし、以下のすべてが満たされることを条件とします。(a)お客様が申立を受けた旨を ACL に直ちに通知すること。(b)防御のみならず、調停または和解の交渉に関する主導権についても、ACL のみがこれを有すること(ただし、このことはお客様による罪責または責任の自白を求めるものではありません)。(c)ACL の費用により、お客様から ACL に対して合理的な支援をご提供いただくこと。以下に基づく、または以下に関する権利侵害の申立については、ACL はお客様に対して義務を負いません。(a) ACL による販売が既に終了しているバージョンの本ソフトウェアの使用をお客様が継続されていること(侵害の申立を回避し、また軽減させる本ソフトウェアの新バージョンの本ソフトウェアが ACL から提供されている場合)。(b)本ソフトウェアを第三者製品(ACL が提供していないもの)とともに使用し、または組み合わせること(そのような使用または組み合わせの結果として、侵害が申し立てられた場合)。(c)本ソフトウェアを本契約に違反して使用するか、ユーザー ドキュメントに従わずに使用すること。
- 21. 権利侵害の申立に対する救済策:** 権利侵害の申立が通知されたか、またはそのような申立が提起されうると ACL が考えた場合、ACL は、自らの選択および費用で、以下のいずれかを行う権利を有します。(a)お客様のために本ソフトウェアの使用を継続する権利を確保すること。(b)本ソフトウェアを交換または修正し、侵害の原因となっている本ソフトウェアと実質的に同等の機能性およびパフォーマンスを提供するか、それを上回る機能性およびパフォーマンスを提供するようにすること(ただし、侵害の申立の対象とならないようにします)。上記のいずれかの選択肢を提供することが営業上合理的でないと ACL が考えた場合には、侵害の原因となった本ソフトウェアにお支払いいただいた代金を日割計算で払い戻させていただき、その引き換えとして当該ソフトウェアを ACL に返還していただくことが、お客様に対する唯一の排他的な救済となります。日割計算による払い戻しの対象となる期間は、ACL が権利侵害の申立を通知された日から、現在のサブスクリプション残余期間までとします。料金が払い戻された場合には、該当する本ソフトウェアのライセンスは終了します。第 20 項および第 21 項には、他者の知的財産権および所有権の侵害に関して ACL がお客様に対して負う義務がすべて記載されています。
- 22. 免責条項:** 上記の明示的な保証を除いて、本ソフトウェアは「現状のまま」で提供され、エラーの不存在は保証されません。お客様には、本ソフトウェアの品質、性能、信頼性、正確性および使用結果に関するすべての危険を受け入れていただくこととなります。法律による別段の制限がある場合を除き、ACL およびそのライセンサーは、明示と黙示の如何、制定法その他によるかを問わず、本ソフトウェアに関するその他すべての表明、保証、または条件(特定目的適合性、商品性、耐久性、権利非侵害、満足のゆくまたは商品として適格な品質に関する保証を含みます)を排除します。ACL、ACL のライセンサー、これら各自の従業員、役員、取締役、請負業者、販売店または代理人からの口頭または書面による情報または助言は、上述した明示的保証の範囲を拡大するものではなく、新たな表明、保証または条件を設けるものでもありません。サードパーティ製ソフトウェアのうち、本ソフトウェアと連動するが単独で動作するものに起因して損害が生じた場合、ACL はこれについて責任を負いません。そのようなサードパーティ製ソフトウェアは、別個の契約に従ってお客様に使用許諾されています。一部の法域では、黙示の保証の排除が認められず、上記の排除がお客様に適用されない場合があります。その場合、あらゆる黙示の保証は、本ソフトウェアをアクティブ化した日から保証期間に制限されます。
- 23. 相互間の責任の限定:** 以下については、両当事者ならびにそのライセンサーおよび関係会社(これら各自の従業員、役員、取締役、請負業者、代理店および代理人を含みます)は、お互いに責任を負わないものとします。(a)発生の態様、責任法理(契約、不法行為その他)を問わず、お客様による本ソフトウェアの使用もしくは使用不能、ACL による本サポート(以下に定義)の提供、または本契約によって

意図する取引に起因もしくは関連する間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、懲戒的損害または懲罰的損害賠償(逸失利益もしくは逸失収益、事業中断、事業情報の喪失またはデータの破損もしくは喪失、または代替品もしくは代替サービスの費用を含みますが、これらに限られません)。そのような損害の可能性について知らされていた場合も責任を負いません。(b)あらゆる損害(すべての直接損害を含みますが、これに限られません)のうち、最初に請求が行われたサブスクリプション期間についてお客様が実際に支払ったサブスクリプション料よりも総額が上回るもの。この責任制限は、以下のいずれにも適用されません。(a)本契約に基づき当事者が侵害につき補償する義務。(b)お客様が本ソフトウェアに関して ACL の知的財産権を侵害した場合(第 14 項「ライセンスの制限」に対する違反を含みますが、これに限られません)。(c)契約解除に際し支払うべき料金。(d)当事者の重大な過失または意図的な違法行為。(e)人身の死傷に対する責任。一部の法域では、付随的または派生的損害の排除または制限が認められず、上記の制限および排除の一部がお客様に適用されない場合があります。

24. **通告:** 本契約に基づいて相手方当事者に対して行うことが要求または許可される通知は、書面によるものとし、ACL に対しては、<http://www.acl.com/about-acl/company?-overview/contact-acl/> [<http://www.acl.com/about-acl/company-overview/contact-acl/>](http://www.acl.com/about-acl/company-overview/contact-acl/) に記載されている住所(法務部宛て)、お客様に対しては本注文書に記載されている住所に送付されます。いずれの当事者も、通知用の住所を随時変更することができ、その場合には書面の通知によるものとします。この通知は、ファックス、普通郵便または電子メールにより送付することができます(ただし、配達不能、配信不能または受取人不在を示す自動応答その他の応答を受け取らなかった場合に限りです)。その他の目的による通知は、直接手渡し、国際速達便、書留郵便または確認済みの電子メールで行われるものとします(ただし、電子メールによる通知は、下記条項「紛争解決」において要求される通知に対しては適用されません)。配達は、直接手渡しまたは国際速達便による場合は受領時に有効と見なされ、書留郵便による場合は送付後 5 営業日が経過した時点で有効と見なされ、電子メールによる配信の場合は受信の確認をもって有効と見なされます(ただし、配達不能、配信不能または受取人不在を示す自動応答その他の応答を受け取らなかった場合に限りです)。
25. **準拠法:** お客様の所在地が米国にある場合には、本契約は米国のニューヨーク州法に準拠し、同法に従って解釈されます。お客様の所在地がヨーロッパ、中東またはアフリカにある場合には、本契約は英国法に準拠し、同法に従って解釈されます。お客様の所在地がアジア(中東以外)にある場合には、本契約はシンガポール法に準拠し、同法に従って解釈されます。お客様の所在地が上記以外の国または地域にある場合には、本契約はカナダの連邦法およびブリティッシュ コロンビア州法に準拠し、同法に従って解釈されます。「国際物品売買契約に関する国際連合条約」および「統一コンピュータ情報取引法(Uniform Computer Information Transactions Act)」の適用は、明示的に排除されます。
26. **紛争解決:** 本項は、本ソフトウェアの使用から生じた、または本ソフトウェアに関連するすべての紛争の解決に適用されます。まず、両当事者は 60 日以内に、和解の権限を持ち、かつその事態の処理に対して直接的な責任を負わない双方の上級管理職による交渉により、論争または請求をそれぞれ誠意を持って解決することを試みます。紛争当事者は相手方当事者に対し、本契約の通告条項に従い、書面にて論争または請求を通告します。相手方当事者は、その通告を受け取り後、20 日間以内に返答を提示します。この通告と返答には、当事者の見解の要旨、証拠の要旨、ならびにその見解を支持する論拠、および当事者を代表する役員の名前を含みます。両役員は論争または請求を解決するため、紛争当事者の通告の後 30 日以内に、双方に都合の良い時間と場所で会合し、また、その後も合理的に必要と思われるその都度会合を行います。紛争当事者の通告後 60 日以内に論争ないし請求が解決しなかった場合、その論争ないし請求は仲裁により解決します。差し止めによる救済またはその他の暫定的救済についての当事者の権利に従い、またその制限によらず、両当事者は、知的財産および商業用技術の契約に関する紛争の解決に十分な経験を積んだ 1 人の仲裁人の立ち会いのもと、拘束力のある仲裁により紛争が解決されることに同意します。お客様の所在地が米国に存在する場合、米国ニューヨーク州において、米国仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁が行われます。お客様の

所在地がヨーロッパ、中東またはアフリカに存在する場合には、英国ロンドンにおいて、ロンドン国際仲裁裁判所(LCIA)の規則に従って仲裁が行われます。お客様の所在地がアジア(中東以外)に存在する場合には、シンガポールにおいて、シンガポール国際仲裁裁判所(SIAC)の規則に従って仲裁が行われます。お客様の所在地が上記以外の国または地域にある場合には、カナダのバンクーバーにおいて、ブリティッシュ コロンビア国際商事仲裁センターの規則に従って仲裁が行われます。仲裁の言語は英語とします。

27. **権利放棄および分離:** 本契約上の権利の放棄は、義務を負う当事者の正式に授権された代表者が署名した書面によらない限り、効力を有しません。契約違反または不履行に起因する過去または現在の権利を放棄した場合でも、本契約に基づいて生じる将来の権利が放棄されたとは見なされません。本契約のいずれかの条項が強行不能と判断された場合でも、その条項は、強行不能な部分を除去するために必要な範囲において、解釈、制限、もしくは修正されるか、または必要に応じて分離されるものとし、その他の条項は有効に存続するものとします。
28. **完全合意:** 本契約書および本注文書は、本ソフトウェアのライセンスに関する両当事者間の合意をすべて含むものであり、口頭と書面の如何を問わず、本取引に関する両当事者間の以前の協議事項または合意事項に取って代わります。顧客の発注書その他顧客の注文書類の条件は、ACL を拘束するものではなく、本契約を修正するものとは解釈されません。お客様が本ソフトウェアに関して書面による契約または補遺を締結し、お客様および ACL が署名した場合、当該書面は、それに明記されている範囲において本契約に優先するものとします。
29. **譲渡:** お客様は、ACL に書面通知した上で、本契約上の権利を以下のいずれかに譲渡することができます。(a) 子会社もしくは関連会社、または(b) 合併、資産の買取りおよび債務引受け、買収、組織変更その他による後継企業。ただし、その子会社、関連会社または後継企業が本契約に拘束されることに同意することを条件とします。前条項に加え、譲受人が ACL の競合ではなく、お客様が本ソフトウェアの使用を停止し、本ソフトウェアの使用状況が購入されたライセンスの指定ユーザー数を超過していない場合のみ、お客様は本契約を譲渡できるものとします。お客様または ACL はその譲渡の理由によって本契約の秘密保持の規定に違反しないものとします。本契約は、両当事者、それら各自の法律上の代理人、承継者および認められた譲受人のために効力を生じ、かつこれらの者を拘束します。
30. **輸出:** 本契約に基づいてライセンスされた本ソフトウェアは、米国その他の国(カナダ以外)の輸出入法の適用を受ける場合があります。お客様は、これらの適用法令をすべて遵守し、お客様への納入後に必要となった輸出、再輸出または輸入許可の取得に責任を負うことを認めるものとします。
31. **米国政府機関のエンド ユーザー:** 本ソフトウェアは、48 C.F.R. § 2.101 で定義する「商用品目(Commercial Items)」に該当し、これは「商用コンピュータ ソフトウェア(Commercial Computer Software)」および「商用コンピュータ ソフトウェア 文書(Commercial Computer Software Documentation)」(これらの用語は、48 C.F.R. § 12.212 または 48 C.F.R. § 227.7202 で使用されています)からなります。48 C.F.R. § 12.212 または 48 C.F.R. § 227.7202-1 から 227.7202-4 までの定め(該当する方)に整合するように、米国政府機関所属のエンド ユーザーによる商用コンピュータ ソフトウェアおよび商用コンピュータ ソフトウェア 文書の使用は、以下のいずれも満たすように許諾されます。(a) 商用品目としてのみ。(b) 本契約の条件に従って他のすべてのエンド ユーザーに付与される権利と同一の権利についてののみ。
32. **ソフトウェア サポート:** 本ソフトウェアのテクニカル サポート サービス{「サポート」}はサブスクリプションに含まれており、追加料金は必要ありません。本サポートは、<http://www.acl.com/services/acl?support-services/> <<http://www.acl.com/services/acl-support-services/>>、またはこの目的で ACL が使用できる URL に記載のサービスからなります。また、商業的に利用可能になったときに、本ソフトウ

ウェアの新しいリリースとアップグレードへのアクセスが含まれます。ACL Support Center へのアクセスおよびその使用については、ACL Support Center 利用規約 (Terms of Use) に従います。これは <http://www.acl.com/pdfs/Terms-of-Use-LP-SC-Academy.pdf> で見ることができます。本サポートは、お客様の従業員または請負業者のうち、本ソフトウェアの使用権限をお持ちの方に提供されます。本ソフトウェアのサブスクリプション ライセンスを ACL 認定販売店またはリセラーから購入された場合には、本サポート サービスの一部は、お客様と販売店またはリセラーとの間で合意された条件により、販売店またはリセラーから提供される場合があります。本サポートには、本ソフトウェア用にカスタマイズされたアプリケーションの開発およびサポートは含まれません。本サポートの提供および本契約は、本ソフトウェアの新バージョンまたは更新バージョンをリリースする義務を ACL に課すものではなく、ACL が ACL の標準製造中止規定に従って本ソフトウェアを廃止することを妨げるものでもありません。本契約に違反した態様で本ソフトウェアを利用されている場合には、本サポートは提供されません。第 4 項で規定された有料サブスクリプションの期間にかぎり、サポートが提要されます。

- 33. 秘密保持:** 各当事者は相手方当事者に対して秘密となる情報にアクセスすることができます。この情報には、以下のものが含まれますが、これらに限定されません。本ソフトウェア自身、ソフトウェアまたはサブスクリプション プランの期間や価格、すべてのコード、発明、ノウハウ、事業、当事者が得ている技術情報や財務情報、および秘密として明確に特定されているすべての情報。また、その性質上またはその開示をめぐる状況を考慮した場合に、合理的に秘密と見なされる情報(以下、総称して「**本秘密情報**」)。本秘密情報には以下の情報は含まれません。(a) 相手方当事者の行為または不作為により公知となっているか、公知となる情報。(b) 開示前に相手方当事者の合法的所有物であり、かつ開示当事者から直接的または間接的に相手方当事者が入手していなかった情報。(c) 開示された時点で制限なく、相手方当事者に対し第三者が合法的に開示した情報。または(d) 相手方当事者の本秘密情報を使用またはその情報から利益を得ることなく、相手方当事者によって独自に開発された情報。両当事者はそれぞれ相手方の本秘密情報について、サブスクリプションの期間中、およびその終了後 2 年間は秘密とすることに同意します。いずれの当事者も、法律または有効な行政命令もしくは裁判所命令によって要求される場合を除き、相手方当事者の本秘密情報を第三者に開示すること、または相手方当事者の本秘密情報を本契約の目的以外の目的で使用することはできません。受領当事者が、適用法または法的手続きにより、開示当事者の本秘密情報を開示するよう依頼または要求されたときに、開示当事者がその開示に異議を唱えることを希望する場合は、受領当事者は、開示当事者に当該の(法的に許される範囲による)強制的な開示の事前告知を行い、合理的な支援を開示当事者の費用において提供します。当該開示は、必要とされる範囲に制限され、また合理的に実施できる範囲で秘密保持の対象となります。本秘密情報の開示が、適用法または法的な手続きにより要求されたものである場合、本契約の違反とはなりません。さらに各当事者は、本秘密情報を送信する場合、合理的なセキュリティ対策(暗号化された安全な方法による情報送信、データのマスクングなど)を採用することに同意します。
- 34. 使用状況の監視:** お客様は、ACL が技術的データや関連情報を適宜収集し使用することを承認します。これには本ソフトウェアに関連してアップデート、サポートおよびその他のサービスの提供をお客様に促すために定期的集積される、本ソフトウェアの使用に関する技術情報などが含まれますが、これらに限定されません。ACL はこの情報(お客様データ以外)を使用し、製品およびサポートを改善するか、このような情報がお客様を個人的に特定できる形態ではない場合にかぎりお客様にサービスを提供できるものとします。いかなる場合においても、前条項は本契約書の第 15 項(機密保持)で規定された ACL の義務を制限するものではありません。
- 35. お客様データ:** 「**お客様データ**」とは、お客様が取得したすべての第三者のデータを含む(ただしこれに限定されない)、本ソフトウェアを使用する過程でお客様がアップロード、入力、作成、または提供したすべてのデータ、情報、またはその他の項目(独占、著作権保護された財産など)を意味します。本ソフトウェアおよびすべてのお客様データはお客様に帰属します。お客様は、本ソフトウェアに関して使用されるすべてのデータ、情報またはその他の資料(独占所有物、著作権付き、またはその他)について、

その精度、品質、整合性、完全性、合法性、信頼性、妥当性、および当該全データの知的財産所有権または当該全データを使用する権利のために、それらの所有権を保持し、これを管理し、かつ合法的に入手するための全責任を負います。お客様は、本ソフトウェアに関して使用されるデータ、およびお客様が本ソフトウェアの使用により用いるデータに対し、プライバシー保護やデータ保護について適用されるすべての法律、規制に従っていること、また従うことを表明し保証します。お客様は、本項の違反により生じた、また本項の違反に関連する申し立て、損失、および訴訟原因から ACL を補償し、防御しかつ無害に保ちます。

- 36. お客様リスト:** お客様は、ACL がお客様の氏名を ACL の公開お客様リストに含めることに同意します。このリストは ACL および/またはその関連会社や販売店のほかの潜在的なお客様に提供される場合があります。ACL は、お客様より削除の希望を書面にて通知された場合、このリストからお客様の氏名を削除します。

バージョン:2015 年 9 月 17 日

© 2015 ACL Services Ltd. All rights reserved